



NO&T Compliance Legal Update

危機管理・コンプライアンス ニュースレター

2025 年 3 月 No.103

トランプ政権下における FCPA 執行ポリシー等の動向

弁護士 深水 大輔（長島・大野・常松法律事務所）

米国弁護士 Daniel S. Kahn（Davis Polk & Wardwell LLP）

はじめに

2025 年 2 月 10 日、ドナルド・トランプ米大統領は、米司法省（DOJ）の Bondi 司法長官が「米国の経済および国家安全保障を促進する」執行ガイドラインを発表する中、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）の執行を 180 日間「一時停止」する大統領令およびファクトシートを発表しました。新しいガイドラインのもとで FCPA がどのように執行されるかを正確に予測することは困難であるものの、「戦略的な商業的優位性（a strategic commercial advantage）」を提供する目的で、アメリカの企業や市民に対して実質的に有利な扱いがなされる可能性が高いと予測されます。

トランプ大統領の大統領令と関連ファクトシートは、Bondi 司法長官が、FCPA 案件がカルテルや TCO に関わる行為に焦点を当てることを含め、DOJ がカルテルや国際犯罪組織（TCO）の完全排除を達成する方法を概説する memorandum を発表してから 1 週間も経たないうちに発表されました。2 月 10 日の大統領令は、カルテルや TCO に関わる事件に加え、DOJ が FCPA 違反の捜査と執行を「海外におけるアメリカの通商に対する過度の障壁を排除することにより、アメリカの経済と国家安全保障を促進する」ような形で行うことを示唆しています。180 日間の「一時停止」の間、DOJ は FCPA に基づく新たな捜査や執行を開始せず、既存の事例についてはその適切性を慎重に見直すこととされています。

この大統領令は、以下に述べるような多くの不確実性を残したままであり、企業（たとえ米国企業であっても）が賄賂の支払いを始めることや、汚職防止コンプライアンス・プログラムを大幅に緩和したりすることが許容されると読むべきではありません。実際、2025 年 2 月 21 日、DOJ は、建設許可を得るためにインドで賄賂を受け取ったとされる米国企業の元幹部である 2 人の米国人の FCPA 事件の公判を進めると発表しており、米国企業や個人が関与する FCPA 事件が全面的になくなるわけではないことを示唆しています。

また、仮に FCPA の執行が一時的に停止されたとしても、FCPA 違反の時効（FCPA 贈収賄防止違反は 5 年、FCPA 会計違反は 6 年）はトランプ大統領の残りの政権期間よりも長く、そのような行為を禁止する様々な他の執行当局や法令が存在します。日本企業を含む非米国企業は FCPA 執行の標的となる可能性が高まるおそれがあり、コンプライアンス・プログラムの実効性や汚職関連の報告や疑惑の取扱いに特に注意を払う必要があります。とりわけ、このような不安定な状況において、FCPA 違反やその疑いを DOJ や米国証券取引委員会（SEC）に自主的に報告（Voluntary Self Disclosure）するか否かを判断する際には、企業は特に慎重に検討すべきであると考えられます。

大統領令とファクトシート

大統領令の Background においては、FCPA が「アメリカ市民や企業」に対していかに使われ過ぎており、「アメリカの経済競争力、ひいては国家安全保障に害を及ぼしてきたか」が概説されています。その関連部分には次の

ように記されています：

- 「大統領の外交政策権限は、米国企業のグローバルな経済競争力と表裏一体である。アメリカの国家安全保障は、重要な鉱物、深海港、その他の重要なインフラや資産に関わらず、アメリカと米国企業が戦略的なビジネス上の優位性を獲得することにかかなりの部分を依存している。」
- 「しかし、他国での日常的な商慣行に対して、米国民や企業に対して、わが国政府による、過剰で予測不可能な FCPA の取締りは、米国の自由を守るために充てられるはずの限られた検察リソースを浪費するだけでなく、米国の経済競争力、ひいては国家安全保障を積極的に害するものである。」

大統領令は、180 日間（司法長官が適切と判断した場合、さらに 180 日間延長できる）、司法長官が「FCPA に基づく調査や執行に関するガイドラインや方針を見直す」こと、その間、司法長官は新たな調査や執行を開始しないことを指示しています。大統領令によれば、DOJ は以下の対応を行うものとされています：

- 司法長官が個別に例外を設けるべきと判断しない限り、FCPA に関する新たな調査や執行の開始を停止する。
- FCPA の執行に適切な制限を回復し、大統領の外交政策の特権を維持するために、既存の FCPA 調査または執行をすべて詳細に見直し、そのような事項に関して適切な措置を講じる。
- 外交問題を遂行する大統領の権限を適切に促進し、米国の利益、他国に対する米国の経済競争力、連邦法執行資源の効率的な使用を優先させるために、適宜、最新の指針または方針を発行する。

FCPA の取締りが再開された際には、FCPA の調査や執行はこの新しい司法長官のガイドラインや方針に従うことになり、「司法長官の個別の承認を得なければならない」と大統領令は指示しています。また、司法長官は、「過去の不適切な FCPA 調査や執行に関する是正措置を含む」追加措置が必要か否か、あるいは適切か否かを決定することとされています。

日本企業にとっての留意点

この大統領令とファクトシートは、今後の FCPA の運用が歴代政権における FCPA 取締りに対する従来のアプローチから大きく逸脱する潜在的可能性を示唆しています。大統領令は、外国企業に対する関税や経済制裁措置により近い形で FCPA の執行を活用する戦略的なアプローチと、米国企業に対するより有利な待遇を示唆しています。現に、ファクトシートでは、メキシコ、カナダ、中国に対する関税、規制緩和、貿易取引の再交渉、人工知能における米国のリーダーシップ強化に関する大統領の行動を、このイニシアチブのような「米国第一主義」の他の例として具体的に紹介しています。

以上のような動向を踏まえると、日本企業にとっていくつか留意すべき点があると考えられます。

第一に、上記のような明確な意図を持って「米国民」と「米国企業」を保護し、「他国に対する米国の経済競争力」を促進することに重点を置いていることから、今後発表されるガイドラインも、米国企業や個人を優遇し、外国企業や個人に対する継続的な執行を認める可能性が高いと思われます。その一方で、多くの不確実性も残されています。例えば、米国に拠点を持つ非米国企業、米国で上場している非米国企業、あるいは米国に「友好的」な国の非米国企業に有利な取り扱いが適用されるか否かは明らかではありません。また、米国企業と競合する非米国企業がより有利な待遇を受ける可能性は低いと考えられますので、日本企業を含む非米国企業は、内部通報制度の実効性を確保し、潜在的な不正の疑いについては適切に調査を行うなど、贈収賄リスクの管理を含む、コンプライアンス・プログラムの実効的な運用を今後も続けていくことが望ましいと考えられます。

第二に、米国企業に対する優遇措置が、調査・執行の対象となる行為（例えば、汚職や国家安全保障上の利益に

関わる行為)の範囲を狭めるという形をとるのか、より寛大な解決条件を提示するという形をとるのか、あるいは執行を完全に廃止するという形をとるのかは明らかではありません。例えば、前述のように、DOJ は、米国で上場し、法人化され、本社を置く企業の元幹部である 2 人の米国市民の公判を進める意向を表明しています。もちろん、今後、DOJ が方針転換する可能性はありますが、このことは、少なくとも米国企業に対する取締りが完全に停止されるわけではないことを示しています。また、カルテルと TCO に関する司法長官の 2 月 5 日付 memorandum と大統領令が整合的に解釈され、DOJ はカルテルと TCO に関わる海外汚職に関与する企業や個人(米国企業を含む)を国籍に関係なく捜査・起訴し続けることも考えられます。したがって、企業はカルテルや TCO に関連したリスクが大きい国での事業活動には特に注意を払うことが求められます。例えば、健全な企業であっても、そのビジネスパートナーがカルテルや TCO に関係していることに気づかずに、ジョイントベンチャーを締結したり、第三者のサプライヤーを雇い入れたりすれば、執行の標的とされる可能性があります。したがって、この文脈でのリスクベースのデューディリジェンスとモニタリングを強化することにより、関連するリスクを軽減することが望ましいと考えられます。

第三に、大統領令(および対応する DOJ のガイドライン)は、米国企業も非米国企業も、賄賂の支払いを開始したり、汚職防止コンプライアンス・プログラムを大幅に緩和したりすることが望ましいと示唆するものと読むべきではありません。FCPA 違反の一般的な時効(FCPA 贈収賄防止違反は 5 年、FCPA 会計違反は 6 年)は、トランプ大統領の政権期間よりも長く、DOJ は、共謀罪や裁判所の命令による時効中断を利用して、さらに遡る行為にも法を適用する権限を持っています。また、海外での汚職行為を禁止する他の米国連邦法(反マネーロンダリング法、電信詐欺法、旅行法等)、海外汚職事件を提起する能力を有する州当局、この 10 年間に取締りを強化した海外取締当局も存在します。

第四に、大統領令はその表面上、DOJ が「新たな」FCPA の調査や執行を「開始」することの停止を指示しているものの、進行中の調査は司法長官がその適切性を見直すと述べているに過ぎません。既存の FCPA 調査は、司法長官が今後発表するガイドラインによってほぼ間違いなく一定の影響を受けることが予想されるものの、その間に調査が一時停止されるか否か、またどのような種類の調査が一時停止されるかは明らかではありません。すでに FCPA の調査を受けている企業は、この状況下でどのように案件を進めるべきかを慎重に評価することが求められます。

最後に、大統領令は、DOJ が FCPA をどのように調査・執行するかについて言及している一方で、SEC に対して同様の指示は出していません。もっとも、SEC の新指導部は、大統領令の広範な行政方針の表明に沿ったアプローチをとる可能性が高いと考えられます。実際、トランプ大統領は 2025 年 2 月 18 日に別の大統領令に署名し、SEC のような独立機関は、大統領または司法長官から文書で権限を付与されない限り、"規制、ガイダンスの発行、訴訟での立場を含むがこれに限定されない"法律の問題に関して、大統領または司法長官の意見に反する法律の解釈を米国の立場として提示してはならないと指示しています。

2025 年 3 月 17 日

[執筆者]

**深水 大輔**（弁護士・パートナー）

daisuke_fukamizu@noandt.com

主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス、独禁法、金融レギュレーション等を取り扱っており、大型企業事件を多数手がける。

また、信州大学特任教授として The Cambridge International Symposium on Economic Crime への登壇や、White Collar Crime Workshop を主催するほか、精力的に国内外で企業犯罪に関する研究活動に取り組んでいる。加えて、その経験から、経産省「Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会」の委員及び Integrity Distributed のアドバイザリーボードに選出された。

The Legal 500 において「Next Generation Partners」に選出されている（6 年連続）ほか、ALB では「40 under 40（2019）」で Asia Outstanding Legal Professionals に選ばれ、ALB Japan Law Awards 2020 において「Young Lawyer of the Year」を受賞、Financial Times（FT）主催の Innovative Lawyers Asia-Pacific 2022 Awards において「Innovative Practitioner」として掲載されている。また Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2024 において Japan Lawyer of the Year として選出されている。日本経済新聞社「2023 年に活躍した弁護士ランキング」の「危機管理」分野において企業が選ぶ弁護士ランキング 2 位。

**ダニエル・カーン Daniel S. Kahn**（米国弁護士・Davis Polk & Wardwell LLP パートナー）

daniel.kahn@davispolk.com

Davis Polk の White Collar Defense and Investigations グループのパートナーであり、刑事事件や行政事件の捜査・コンプライアンス案件において企業等を代理している。

2010 年から 2021 年にかけて、Dan は米国司法省の検察官であり、Chief of the Foreign Corrupt Practices Act Unit, Chief of the Criminal Division, Chief of the Fraud Section や Assistant Attorney General of the Criminal Division など多くの上級職に就いた経験を持つ。2016 年から 2021 年には、欧州、アジア、ラテンアメリカの当局との共同捜査に基づく処分を含む、司法省における FCPA 事件のすべての調査とその解決を所管した。また、FCPA、企業犯罪調査とその解決、企業コンプライアンス・プログラムの評価、モニターに関する執行方針の策定においても、中心的な役割を果たしてきた。また OECD 贈収賄作業部会において司法省の代表を務め、世界中の当局関係者を対象とした研修を実施し、モニターに関する司法省の ABA タスクフォースとの連絡役を務めた。

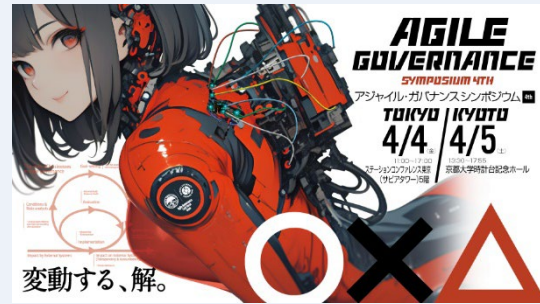
Dan はハーバード大学ロースクールにおいて企業犯罪捜査を教えており、ジョージタウン法センターにおいて国際的な汚職防止を教え、企業犯罪捜査に関する論文を共著している。

【関連セミナーのご案内】

第4回アジャイル・ガバナンス シンポジウム

- 日時： 2025年4月4日（金）11:00~17:00
2025年4月5日（土）13:30~17:55

- 会場： 4月4日（金）：ステーションコンファレンス東京（サピアタワー）5階
4月5日（土）：京都大学時計台記念ホール
※両日ともオンライン参加可能



■セミナー概要：

サイバー空間とフィジカル空間とが高度に融合した社会を想定した新たなガバナンスモデルである「アジャイル・ガバナンス」の社会実装に向けて、Society5.0におけるガバナンス、コンプライアンス、リスク管理に関わる重要論点について、研究者と実務家が多角的な議論を行います。

■プログラム

Session 1: Evidence-Based Governance

深水 大輔（長島・大野・常松法律事務所 / 信州大学）

Glenn Leon（Chief of the Fraud Section of the Criminal Division, U.S. Department of Justice）

Daniel S. Kahn（Davis Polk）

Lisa Osofsky（AlixPartners）

Simon Airey（McDermott Will & Emery）

基調講演：名和 高司（京都先端科学大学／一橋大学ビジネススクール）

Session 2: Risk Management Using Technology

池田 雄一（PwC Risk Advisory LLC）

Vincent Walden（Kona AI）

Eric Robinson（KLDiscovery）

Cliff Lam（AlixPartners）

Matt Galvin（U.S. Department of Justice）

Session 3: 経済安全保障の最前線

湯浅 諭（長島・大野・常松法律事務所）

玉井克哉（東京大学／信州大学）

中谷 昇（日本電気株式会社）

伊藤 隆（元 三菱電機株式会社）

Session 4: Agile Governance Update

羽深 宏樹（京都大学／スマートガバナンス株式会社）

山下 徹哉（京都大学）

高橋 久実子（三菱総合研究所）

渡部 友一郎（Airbnb Japan 株式会社）

浅井 顕太郎（京都大学）

Session 5: Human-Non-human Interaction Updated

上出 寛子（京都大学）

浅田 稔（大阪国際工科専門職大学／大阪大学）

柴田 高広（京都大学/三菱総合研究所）

Phillip Morgan（Cardiff University）

稲谷 龍彦（京都大学）

Session 6: New Issues to Be Addressed

稲谷 龍彦（京都大学）

羽深 宏樹（京都大学／スマートガバナンス株式会社）

広瀬 貴之（京都大学・JAMSS）

Indra Spiecker（University of Cologne）

陳 冠瑋（京都大学）

■お申込み（受講料：無料）：

詳細・お申込み方法につきましては、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.noandt.com/seminars/seminar20250404/>

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

コンプライアンス・アセスメントのご案内

当事務所の危機管理・コンプライアンスチームでは、事業環境を踏まえ企業のコンプライアンスリスクを分析した上、社内規程その他のコンプライアンス体制の改善に向けたアドバイスを提供するコンプライアンス・アセスメントをご提供しています。対象とする分野を限定した初期的なアセスメントを実施することも可能です。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせて頂いています。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者までお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

工藤 靖 パートナー
yasushi_kudo@noandt.com

福原 あゆみ パートナー
ayumi_fukuhara@noandt.com

深水 大輔 パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐 パートナー
tomohiro_hen@noandt.com

渡辺 翼 パートナー
tsubasa_watanabe@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Compliance Legal Update 〜危機管理・コンプライアンスニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_compliance/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等
につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメー
ルアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ
ようお願いいたします。